

## 興福寺文書の神鹿記事から

歴史研究室

興福寺所蔵の経函第54函には、神鹿殺害関係記録として一括された7冊の文書記録がある。鹿島香取の神を春日の地に運んだ鹿は、春日曼陀羅にみられるごとく奈良では春日大社の神鹿として崇敬される存在であった。したがって奈良では、神鹿、講衆、児童に対する犯罪は三ヶ大犯とされ、室町時代以降、神鹿殺しの罪は大垣成敗に処せられたのである（永島福太郎氏「大垣廻し」『国史学論叢』所収）。大垣成敗とは、神鹿殺害の罪が確定した場合、犯人を興福寺築地を周回させたうえで、斬罪に処した厳しい成敗をいうのである。この第54函所収の文書記録は、江戸時代のものであるが、当時死鹿が発見されたとき、それに対しどのような対応が為されていたかを知る格好な資料である。江戸時代の神鹿殺害関係史料としては、天理図書館所蔵の『松操録』などの松村家文書、春日大社所蔵の『神鹿一件記』などがよく知られるが、当興福寺所蔵文書中にも、中世ほどではないにしても興福寺境内を中心として周辺の検断を有していた興福寺の当事者としての、神鹿殺害という事件への対応を如実に示している貴重なといえよう。

ここに掲げた史料は、当函第37号5の史料で、嘉永3年（1850）6月17日夜に起った事件を記した「菩提院方内於明王院門前突疵死鹿一件始終書留」と題されたものである。そこには、死鹿が菩提院の明王院門前で発見され、それが殺害された様相を示していることでの、一週間程の興福寺内でのその処理におわれる慌ただしい動きを示す史料である。紙幅の関係で神鹿殺害とまでいえないこの文書を掲げたが、そのような事件でさえ、その対応がいかに大変であったことが判ろう。まして鉄砲で殺されたことが明白な場合は、重大事件であり、例えば、天保12年（1841）に発生した神鹿殺害事件については、その顛末は、すでに紹介されているところであるが（『日本庶民生活史料集成25』p.59、『奈良の部落史』本文編P.296、史料編520）、その事件に関しては、興福寺文書のなかにも調査、検断の責任者である当事者としての興福寺の動きを伝える史料もみえる（「川上村神鹿一件惣抜書」第37号3）。また一括外であるが死鹿の数に関する寛政から嘉永まで各町内で発見された死鹿の詳細な記録（「寺社町死鹿数取調書抜」第38号）もみられるのである。

（綾村 宏）

返事	御手紙致拝見候、然者明廿七日	四ツ時御役所へ罷出候様被仰下	致承知候、右御答返如斯ニ御座候、以上、	六月廿六日
表二	中条伝之承殿	興福寺	一臘所	
同	二十七日			
一、	右之通返書遣シ、明日之伴僧五師月番へ申入置			
二、	四ツ時當職世尊院惣代成身院伴僧元洞、			
	御寺務へ相届候處、御使も有之趣ニ付同道ニ而、奉行所へ			
	罷越處、掛り与力伝之承面会ニ而達之趣之、			
	此事疵鹿一件ニ付、吟味之儀被相願ニ付、一件			
	當奉行所ニおろて、夫々聞合等も申付□中、遂吟味			
	候處、何者之仕業とも難相分り候間、此段御達シ被申			
	候、尚亦聊ニ而も手懸り之儀有之候ハ、早速可被申出			
	旨被申、委細承知之旨及返答帰寺畢、			
	其趣御寺務へも申上置候也、			

以上

一、帰届之節、死鹿之處如何致置候哉、明朝まで

其儘差置候哉、御窓被下度候處、先死鹿之処者、

今晚勝手二仮取片付可致様与之御沙汰二付、畏り

引取畢、

一、戸上拍手呼ニ遣シ死鹿之處、今一応見分いたし

参り候様申付ル、直様場所へ参り見分之處、何も

子細無之、先日之儘候申ニ付、東之坂甚右衛門呼ニ遣シ、

故障之死鹿之事故、不敢持帰り、仮理ミ致置候様申付ル、

一、非人頭弁助呼ニ遣シ、聞合之處、相尋ル処また難分

旨畢、

一、鹿守又右衛門番之儀用捨遣ス、

一、配下不残請書差出ス、

一、一山不殘堂中唐院新坊三方神人、何も例之

通、請書差出候ニ付、取置畢、

一、戸上拍手より請書并隔夜行人より請書持參、

一、今日御寺務より御差出ニ相成候口上書、内々借用写置、

#### 口上覚

一、去ル十九日夜、當寺地中明王院門前ニ

#### 御口上

一、去ル十九日夜興福寺中明王院門前ニ死鹿

有之候、右者女鹿ニ而首より前足へ懸ヶ繩ニ而括り

其上突疵三ヶ所も有之、何者之仕業とも相分

不申候得共、何分繩ニ而括り、且疵也有之候得者、

全ク相弁ヘ口候ニ相違も有之間敷、神慮

無勿牀被為入置候、仍而御吟味之儀一臘所并

下臘分より願出候ニ共、分而嚴重之吟味之程、被

為賴入候、以上、

六月廿二日

下臘分惣代

戊六月廿二日 興福寺一臘所

印

中条伝之丞

表二  
興福寺

一臘代御中

表二  
興福寺

一臘代御中

中条伝之丞

成身院 印

右之通、御口上書被差遣候事、御使飯田倉司、

一、別段御使庫浦平馬を以、羽田鎌左衛門宅江内々

急速不候哉、相分り候様与分而御使を以被仰入候趣也、

一、今晚之處者、下臘分是限り退散畢、□□事也、

右之通奉行所江差出候ニ付、寫書差上申候、以上、  
六月廿二日 下臘分衆等

御奉行所

六月廿二日

一乗院宮

御役人中

御寺務

同廿三日

御役人中

評定之上、集会之處者退散畢、

尤印形無之、取次青士庫浦平馬、

一、先右一件之死鹿ニ付き、斯迄調之主、武辺へ願出候

此儘武家之沙汰有之候迄、相見合居可然旨、一統

一、御寺務御使同断之事、

一、帰届之節、写差出ス、

一、懸り与力中条伝之丞被出逢、御願之趣委細承知被致、猶吟味可仕候、尤手懸り之儀も有之候ハハ、

可被出申旨被申、宜頼候旨申入、引取り候、

一、右之通並半切ニ認メ御寺務へ差上、御願之旨也、

尤印形無之、取次青士庫浦平馬、

一、二十五日夜樽井丁川中ニ亦候矣疵死鹿有之、吟味ハ亦配下調

II等有之、委細者別ニ記ス、

#### 同二十六日

一、奉行所掛り之懸り与力中条伝之丞より書状到来、

御達被申候儀有之候間、明廿七日

四ツ時御役所江御越シ可有之候、

中之身分、吟味難行届御座候間、何卒於

以上、

六月廿三日

早聞セ存知之者無之哉、遂吟味処一統不存趣申之、

仍而猶も家内之者共迄吟味不候哉、明日午之刻迄二

書付を以申出ス様申付ル、一統戻り引取了、

一、非人頭長太郎罷出、聞合セ之儀被仰付ニ付、築地廻りより

銘々相考へ所有之處申上候様申付候ニ付、粗々相考へ居候へ共

手懸リも無御座、尤持來り候鹿与者相見ヘ不申、御門前ニ而

括り候故与察申候、仍而何者致事ニも急々ニ難相分候間、

延引之暇断願ニ来ル、

一、鹿守又右衛門昨夜より鹿番之儀被仰付候付、則番仕居候へ共、

延引ニ相成候而者、難渋仕候間、何卒番之儀御用捨ニ預リ

願出候へ共、是より沙汰ニ及候迄、番致居候様申付候、畏り引取、

一、戸上拍手一山触相済、触書返上ニ来ル、自然用之節ハ呼ニ

遣候間、早々罷出候様申付、今日之處者取控居候様申渡、

一、右死鹿ニ付、御寺務へ願出ル下膳分一統評定、乍然

今日者外吟味ニ而、遅々相成、明日請書相揃候上、相願

可然旨ニ付、明日願書差出ニ一決畢、乍然何分不容易

事柄故、先不敢内々當番之家用申入置、可然

哉とも頼付候ニ付、酉之刻比當職世尊院御寺務へ参殿、

一、当番家司中治大和守内々致面会、右死鹿之次第

逐一申入、何レ明日表向下膳分中より相願候へ共、自然夫迄二

者御聞通ニ相成候而者、如何敷候間、不敢御内々申上置候旨、

申入候処口上之趣、委細承知之旨返答ニ付、頼入引取畢、

一、今晚之處者、会合退散、明朝集会之旨申入、一統

引取畢、早々事也、

同廿二日

一、辰之刻集会、出仕成身院、大持院、延寿院、

五大院、華嚴院、東海院、

一、御寺務差出口上書二通相認畢、五師中妙喜院、

宝寿院兩院下案ニ而相談上相認畢、

一、御寺務へ當職世尊院下膳分惣代成身院兩院

參殿、口上書左二、

旨申入御窓被下候様、頼入控へ居ル、口上書左二、

口上覺

一、去ル十九日夜菩提院方内明王院門前ニ死鹿在之、

候ニ付為致見分候廻、右者女鹿ニ而首より前足ヘ掛け

繩而括り、其上突疵三ヶ所も有之候ニ付、死鹿者

其儘差置、種々及吟味候へ共、何者之仕業共、難相

分り候、誠ニ不容易儀、神慮之程絶言語、一統

奉恐歎候、仍而於御寺務も何卒嚴重

御吟味被成下度奉願候、以上、

六月廿二日 下膳分衆等

御寺務

一乘院宮

御役人中

可然旨ニ付、明日願書差出ニ一決畢、乍然何分不容易

事柄故、先不敢内々當番之家用申入置、可然

哉とも頼付候ニ付、酉之刻比當職世尊院御寺務へ参殿、

一、當番家司中治大和守内々致面会、右死鹿之次第

逐一申入、何レ明日表向下膳分中より相願候へ共、自然夫迄二

者御聞通ニ相成候而者、如何敷候間、不敢御内々申上置候旨、

申入候処口上之趣、委細承知之旨返答ニ付、頼入引取畢、

一、今晚之處者、会合退散、明朝集会之旨申入、一統

引取畢、早々事也、

口上覺

一、去ル十九日夜當寺地中明王院門前ニおるて、死鹿

有之候ニ付、為致見分候廻、雌鹿ニ而首より前足ヘ

掛け、繩ニ而括り、其外突疵三ヶ所も有之候ニ付、及

吟味候へ共、于今何者之仕業共、難相

容易儀、神慮之程恐入、歎ケ敷奉存候、

仍而急度取調仕度存候へ共、何分法中之

身分吟味難行届御座候間、何卒於當御

奉行所格別之御吟味被成下度候様、奉願候、以上、

六月廿二日 興福寺一膳所

世尊院 印

下膳分惣代

成身院 印

御奉行所

右口上書差出候廻、家司内侍原法眼被出逢、則

御願之趣、遂披露候廻、委細御聞濟被為遊、尚

御配下御調ニ相成候、尚又奉行所へも御願御座候様御沙汰

被為在候、尤御願節ハ御添御使被遣候間、御口上書

出来次第、御殿へ御持參被成候様被申事、

一、乍序死鹿之儀者、于今其儘差置有之候、時節柄

温氣之時分ニ御座候へ者、不取敢仮ニ取片付可致候哉、

矢張其儘致置候而、可然哉、御賢慮御窓被下度頼出

(表紙)「嘉永三庚戌年『興福』寺印(朱方印)」

六月十九日夜菩提院方内於明王院門前

突疵死鹿一件始終書留

下臘分衆等」

嘉永三庚戌年 六月二十日

一、菩提院々主代賢聖院より使者三面、方内明王院門前二

死鹿有之候間、早々御取片付被仰付候様申来ル、

致承知候、無程見分差向候間、夫迄番之處、其院より

被付候様、返答畢、

一、戸上重行拍手重貞見分遣候處、見分口上書左二、

見分仕候死鹿次第左ニ奉申上候

一、明王院様御門前少シ東寄ニ、大女鹿毫疋死鹿有之、

一、繩二而右死鹿之首括り有之、

一、前足両足共繩二而括り有之、

一、右之脇腹ニ突疵与思敷疵武ヶ所、左之脇腹ニカスリ

疵一ヶ所、右三ヶ所有之候得共、此疵八十日余ニも相成

II候疵二而、此度之疵與相見ヘ不申候、

右之通二、相違無御座候、以上、

嘉永三庚戌年六月廿日 戸上重行 印

拍手重貞 印

御一臘所

世尊院様

一、右之通口上書差出留置、尤死鹿者持出候哉二言上致、

仍而築地廻り呼ニ遣シ、死鹿之次第申聞セ、定而死鹿者町

持出シ候死鹿ニ相見ヘ疑ケ敷故、急速何之町内より持出シ候哉、

一、此度於菩提院方内明王院門前神鹿首并

前足ヲ括りシ、突疵を負死鹿存之、右者何者之

一、次ニ配下房之者不残罷出候ニ付、取次ヲ以死鹿之次第

右之通申渡奉書半切ニ認置候触書二通下ケ遣ス、畏り引取、

聞合不候哉、分り次第申出候様申付ル、畏り引取、

一、昼後賢聖院より方内死鹿番之處、鐘口へ申付可付置候

得共、何分温氣之時分ニ候間、早々御片付被成候様申来候故、

右死鹿ニ故障之筋御座候間、調ニ取懸り居候、相分り次第

早々取片付可申付候、番之儀も不敢自是非人ニ申付

候歟、鹿守歟ニ申付候間、夫迄者鐘口番之處被仰付候様頼入置、

一、荒地小屋頭呼ニ遣シ、聞合セ之儀、如何分り候哉、尋候處今一向

難分旨申之、精々聞調今晚可申上候間、夫迄猶子致呉候様

願ニ付聞置、

一、死鹿番之處、鹿守又右衛門呼ニ遣申來候故、不取敢死鹿

番いたし候様申付、畏り引取場所へ參り畢、

一、初更比非人頭弁助ヘ來り聞合之儀、明朝迄之猶予賴出候、

聞置了、

一、未之剋過、神人惣代外郷役南郷中務北郷筑後

兩人罷出、則客殿下座へ呼出シ申渡、

右之通奉書半切ニ認置、

一、去ル廿日晚菩提院方内明王院門前ニ於而、突

疵之死鹿有之、亦首より前足ヘ掛ケ繩ニ而括り

有之、何者之仕業共不相分、其方仲間并召使

被官等ニ至ル迄、急速遂吟味不候哉、明日午之剋迄ニ

書付ヲ以申出候様申渡ス、畏り引取、

書付ヲ以申出候様申渡ス、畏り引取、

一、戸上拍手両人客殿下座へ呼出シ、列座ニ而申渡ス、

下臘分中集会廻章出ス、

一、午之剋一統出仕、不參阿弥陀院淨名院、

一、死鹿之次第逐一及披露候上、聞合之處分り候まで

見合居候哉、且又不敢取手取之分吟味可致哉、評定之

處、何分殺害致在之鹿之事故、聞合セ者、其儘吟味之処

可然旨一決畢、

一、三方神人并配下店之者江差紙遣ス、

一、寺中吟味之触書二通相認文左二、

一、去ル二十日晚、菩提院方内明王院門前ニ突疵之死鹿有之、

首より前足ヘ懸ケ繩ニ而括り有之、何者之仕業とも不

相分、其方仲間并ニ召使等ニ至ル迄、遂吟味不候哉、

明日午之剋迄ニ書付ヲ以、申出候様申渡、尤其方

手取之分不洩様、可及通達、隔夜行人之儀者、書付

當院へ直様差出候様可申付、且亦一山院家

堂中唐院新坊へ以書付、可相触様申渡ス、

右之通申渡奉書半切ニ認置候触書二通下ケ遣ス、畏り引取、

仕業とも難相分簡、院々家來井留主居

等ニ至ル迄、紛敷者無之哉、嚴敷被遂吟味不候哉、

明午之剋迄ニ書付ヲ以一臘所へ可被差定候、以上、

若不沙汰之儀、於有之者不及嚴重之沙汰候、以上、

六月廿一日 下臘分衆徒